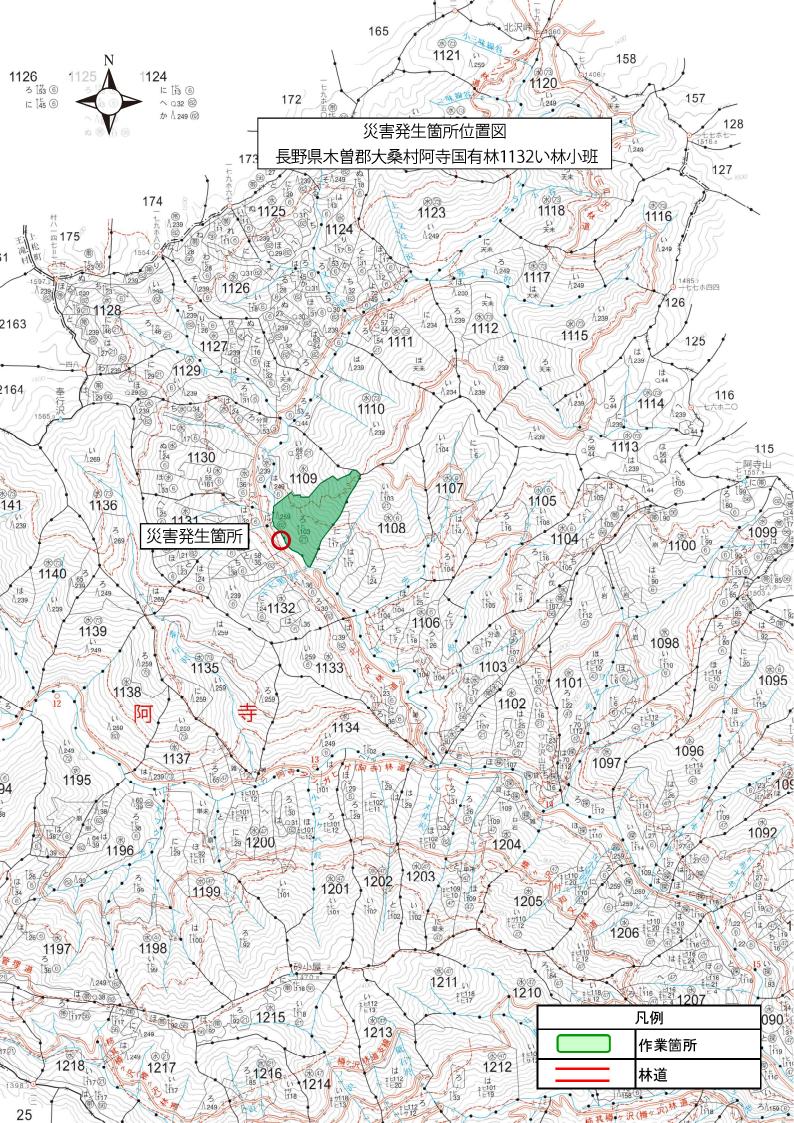
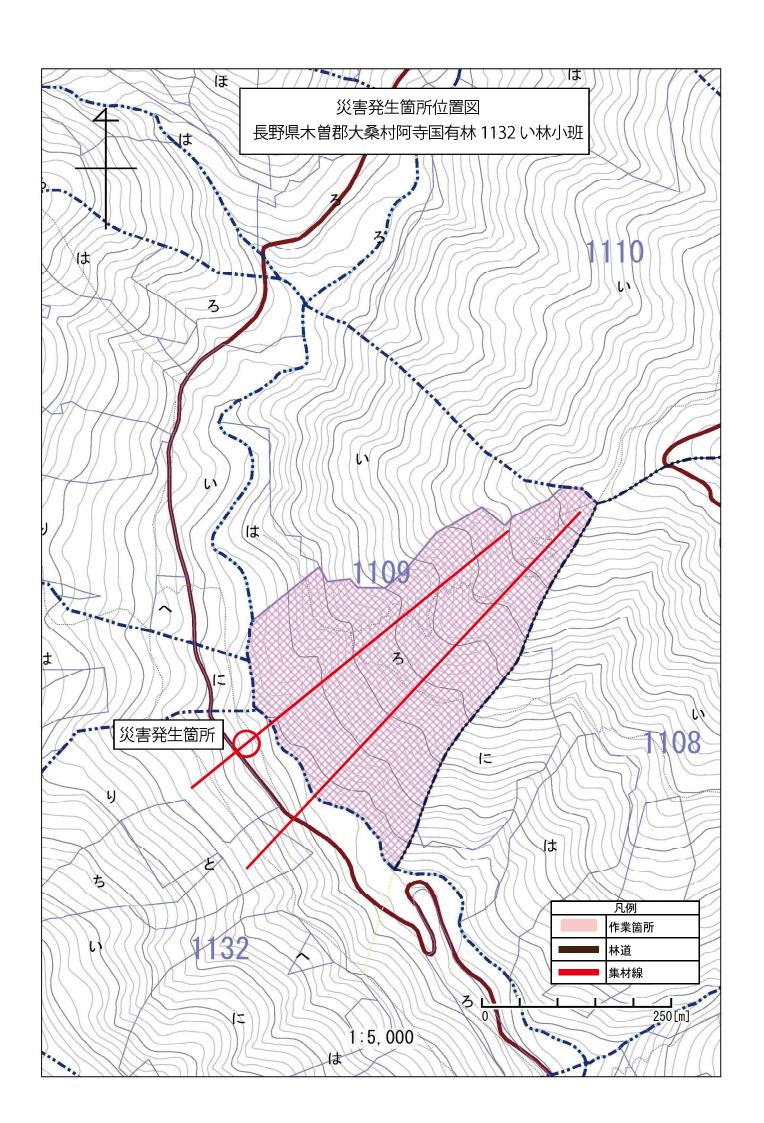
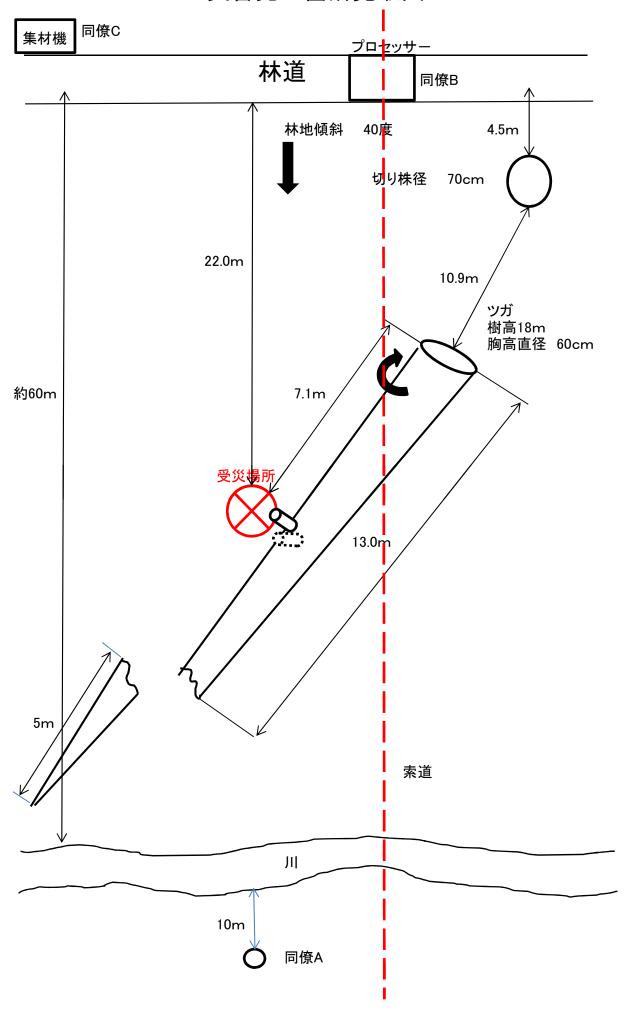
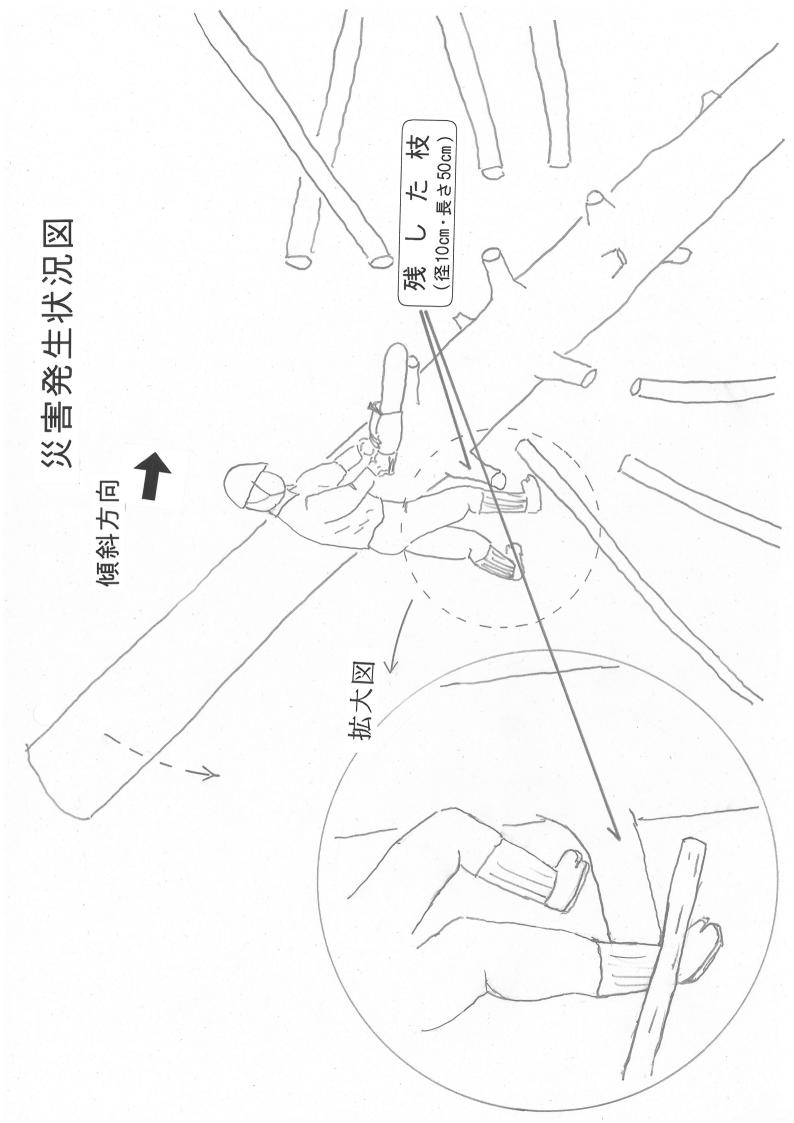
		明兵争朱仲及6显示数允任4077。3次日九上報日(於朱平日久上)
1	署等名	木曽森林管理署南木曽支署
2	事業の種類	請負事業 (素材生産)
3	災害発生日時等	平成25年10月18日(金) 14時00分頃発生
		怪我の程度:右脛骨開放骨折 休業見込み:3~4週間
4	災害発生場所	長野県木曽郡大桑村 阿寺国有林1132い林小班
5	契 約 相 手 方	有限会社 今井木材 代表取締役 今井孝光
6	事業実行事業体	下請:田中木材店 田中淳司
7	被災者年齢等	年齢:65歳 性別:男 2の事業の経験年月日:30年
		雇用区分:常用 社会保険等加入状況:(労災)、雇用、(健康)、厚生、林退
8	従 事 作 業	集造材作業(枝払い)
9	災 害 概 況	当日被災者は、同僚 3 名と集造材作業(枝払・荷掛)に従事していた。(同僚 A:先山末木枝条片付
		け、同僚B:プロセッサー・荷外、同僚C:集材機)
		14:00頃、伐倒木(ツガ:胸高直径60㎝、材長13m、欠損木)の枝払作業(根元側から7.1
		m付近)を行っていたところ、伐倒木が何らかの原因で被災者側へ回るように動き、長めに残してあった
		伐倒木の枝(太さ10cm、長さ50cm)と、既に切り離されていた枝条の間に右足が挟まれ受災した。
		(被災者は材より斜面上部で作業していたため、手前に回ることを予想できなかった)
		被災者は、挟まれた枝を自らチェンソーで切り落とし、同僚に無線で助けを呼び、同僚Aと同僚Bにより
		止血・添え木等の応急処置を受けた後、林道まで担ぎ上げられた。同僚Cが会社へ事故の一報を入れると
		ともに救急車の要請を行った。
		被災者は同僚Aの運転する(同僚Cが付き添い)通勤車両により阿寺併用林道を下山した。
		14:40頃、阿寺併用林道入口にて合流した救急車に乗り換え、15:10頃、国保坂下病院に到着
		した。
10	その他特記すべき事項	チェンソー特別教育 (安衛則第36条第8号 昭和53年3月10日 終了証No3272)





災害発生箇所見取図





災害発生箇所写真



受災場所全景



受災場所拡大